令和７年度国立研究開発法人建築研究所交流研究員の募集について

国立研究開発法人建築研究所では、令和７年４月１日受入れ分の交流研究員の募集を行います。

交流研究員制度は、外部の機関に所属する職員を当研究所に受入れ、住宅、建築及び都市計画に係る技術の普及を図ることを目的としております。

申請手続き及び受入れ可能な課題例は下記のとおりです。

記

１．受入期間　：　令和７年４月１日～令和８年３月３１日の期間

２．申請期間　：　令和７年１月３１日（金）１５時まで
(電子メールにて申込みを受け付けます)

３．応募資格　：　外部の機関に所属する職員であって、住宅・建築・都市計画技術に関する研究経験を有する者

４．申請書類　：　交流研究員受入れ申請書（Word）、交流研究員履歴書（Excel）

５．課 題 例　：　令和７年度交流研究員受入れ可能課題例

６．そ の 他　：　①交流研究員の受入れに際しては、別添の受入条件を許諾していただきます。
②都合により申請どおり受入れることが出来ない場合があります。
③受入れることになった場合は、令和7年3月下旬から順次受入承認書を電子メールにて送付します。

７．申 請 先　：　国立研究開発法人建築研究所　企画部企画調査課　岡部
E-mail:kikaku@kenken.go.jp

（問合せ先）　企画部企画調査課
調査担当　岡部
TEL：029-879-0638
FAX：029-864-2989
E-mail:kikaku@kenken.go.jp

別　添

受入れ条件

第1　交流研究員は、国立研究開発法人建築研究所理事長の指示に従い指導担当者の指導を受けて申請機関の研究等の実施または住宅・建築・都市計画技術の修得を行わなければならない。

第2　交流研究員の給与及び交流研究員が研究のために出張する際の旅費等は、申請機関において負担するものとする。

第3　交流研究員の身分は、受入れに伴って変更しないものとする。

第4　交流研究員の受入れ期間中に当研究所で用務を行う場合の服務については、当研究所の職員に準拠するものとする。

交流研究員の受入れに伴って発生した災害に関する補償は、申請機関において負担するものとする。

交流研究員が故意または過失により当研究所または第三者に与えた損害については、申請機関が賠償の責を負うものとする。

第5　交流研究員の受入れ期間中について当研究所の業務に支障が生じ、または天災その他やむを得ない理由が生じたため、当該交流研究員の受入れが困難となったときには、当研究所は当該交流研究員の受入れを中止することができる。

第6　交流研究員の受入期間中において、交流研究員の申請機関（交流研究員を申請機関に出向させている機関を含む）は、交流研究員が所属する研究グループ・センターの発注する業務委託契約等に参加することができないものとする。

第7　その他、申請機関及び交流研究員は、当研究所交流研究員受入れ規程を遵守するものとする。